南スーダン深刻な内戦状態

自衛隊の任務拡大なら「殺し殺される」事態に

しんぶん赤旗 2016 年 8 月 26 日(金)

安倍政権は、安保法制=戦争法にもとづき、自衛隊に国連平和維持活動(PKO)での「駆けつけ警護」など新任務の訓練開始を決定しました。しかし、新任務を想定する南スーダンは事実上の内戦状態で、PKO参加原則である停戦の維持も、当事国の同意も危うくなっています。「戦争法」発動による任務拡大となれば、憲法が禁じる武力行使となり、「殺し殺される」ケースになりかねません。

南スーダンでは、7月7日に首都ジュバでキール大統領派とマシャール副大統領派の戦闘が再開し、マシャール氏が国外に脱出するなど、政情不安が続いています。これに対し国連安保理は今月、周辺地域諸国からの新たな部隊派遣を決定しましたが、事態の複雑化や新たな緊張の火種になりかねない状況です。



和平の事実上の崩壊のなか、兵士による民間人襲撃、国連機関の備蓄や備品の略奪が発生しました。

混乱と緊張は地方でも続いており、中部ジョングレイ州では21日、マシャール派が政府庁舎を襲撃し、同部隊の100人以上が死亡、政府軍に20人の死者が出ました。北部ユニティ州で政府軍と反対派の間の戦闘が激化し、20日までの1週間で数千人が家を逃れたと報じられています。

国連安保理は12日、4000人規模の「地域保護軍」の派遣を決定しました。東アフリカの地域組織「政府間開発機構」(IGAD)が5日に拡大首脳会議を開いて派遣を承認していました。

ところが安保理では、ロシア、中国、エジプト、ベネズエラの4カ国が決議の内容を批判し、棄権。

ベネズエラ代表は、受け入れ国家の同意なしに地域保護軍を配備すれば「現地情勢をさらに緊張させ、暴力的にしかねない」と警告しました。

安保理で発言した南スーダン代表は、IGADの軍のトップと南スーダン政府との協議を待たずに、派遣の規模や時期、部隊の任務までが安保理決議で決められたことに「主要な紛争当事者の同意という国連平和維持活動の基本原則に反する」と批判しました。

自衛隊員守れの声広げよう

青森 高橋衆院議員ら緊急宣伝

日本共産党の高橋千鶴子衆院議員、畑中孝之 青森県委員長、吉俣洋東青地区委員長、山脇智 青森市議は25日朝、青森市役所前で緊急街頭 宣伝を行い、24日発表された安保法制(戦争 法)に基づく自衛隊の新任務訓練着手に厳しく 抗議しました。

高橋議員は、参院選では安保法制について一切語らず、選挙後、訓練開始を発表した安倍政権を厳しく批判。深刻な内戦が続く南スーダンでのPKO活動は、武力行使を余儀なくされる戦争そのものだと述べ、「自衛隊派遣反対、戦争法撤回へ声を上げよう」と訴えました。

高橋議員は、「日米同盟と軍事力強化は、緊 張を高める。9条にふさわしい対話による平和 外交をすることこそ世界への平和のメッセー



(写真)戦争法訓練着手に抗議し、戦争 法廃止を訴えた、(左から)畑中県委員 長、山脇市議、高橋衆院議員、吉俣地区 委員長=25日、青森市役所前

ジになる」と語り、「平和守れ、自衛隊員守れの共同を広げましょう」と呼びかけました。 青森市在住の男性 (75) は、「まさか、戦争に参加する時代がまた来るとは思わなかっ た。戦争への道を食い止めるために私も一緒にがんばりたい」と語りました。

パート主婦が 1 番得する働き方は? - 「106 万円の壁」 解説

マイナビニュース 2016/8/25

夫の扶養の範囲内でパートやアルバイトをやり家計を助けている主婦にとって、大きな収入の壁が年収 130 万円といわれています。これは、年収がこの額を超えると、夫の扶養を外れ、自分自身で社会保険料を負担しなければならなくなり、手取り収入が減ってしまうから。この 130 万円の壁が、10 月から年収 106 万円と低くなります。

これまで年収をぎりぎりのラインで調整していた人は、しっかりチェックしてどうするべきか早めに考えておきましょう。

10月から社会保険制度が変更!130万円の壁が変わる

現在は、パートなどで働いて収入があっても、年収が 130 万円未満なら、自身は社会保険への加入をせず、夫の被扶養者として公的年金と健康保険に加入することができることになっています。このことからパート主婦が働く場合に、年収 130 万円の壁などとよばれていましたが、この社会保険加入の基準が 2016 年 10 月から変更になります。

■社会保険加入の条件(2016年10月~)

- 1. 賃金月額が 8.8 万円(年 106 万円)以上
- 2. 週の労働時間が20時間以上
- 3.1年以上雇用されることが見込まれる

4. 従業員 501 名以上の勤務先で働いている

以上の条件を満たした場合には、パート・アルバイト先で社会保険に加入し、社会保険料を負担しなければならなくなります。従業員が500人以内の会社で働いている人は、今までどおり年収130万円未満(正社員の3/4以内の労働時間などの条件もある)なら社会保険に加入しなくてもすみます。

上に挙げた条件に当てはまる人は、夫の扶養を外れることにより、これまで実質的に負担なしで公的年金の第 3 号被保険者として国民年金に加入していたのが、厚生年金加入者となりお給料の額に応じて厚生年金保険料を負担することになります。また、健康保険制度も自分自身で保険料を負担することになるので、その分だけ手取り額が減ってしまうことになります。

今まで、130万円の壁を超えないようにぎりぎりの年収、労働時間で抑えていた人は、制度の改正によってどのようになるのか、あらかじめ確認することが必須です。ケースによって違いますが、年10万円以上負担が増え、世帯の手取り年収が今までよりも下がってしまうこともありえるので注意してください。

パート主婦はどんな働き方をすればいい?

手取り年収が下がってまで夫の扶養を外れたくないと考えるなら、年 106 万円までに収まるよう働き方を変える、500 人未満の会社に勤めるなどの対策が必要でしょう。

また、子供が小さくて時間が限られているなど、現実的にいまより働く時間を増やせない場合には、勤務時間を増やして年収自体をアップさせることも難しいでしょう。そういう人は、106万円未満の年収に抑えて、夫の被扶養者となっていた方がいいかもしれません。

世帯の手取りを今の水準より下げるわけにはいかないなら、社会保険料を負担することを前提に、これまで 130 万円になるよう調整しながら抑えてきた分の勤務時間を増やすことで、世帯年収をアップさせることを考えてみるといいでしょう。

この場合も 141 万円までは夫の配偶者特別控除が段階的に減額しながらも受けられるので、夫が払っている税金も考慮して世帯全体での手取りがどうなるのか考えていく必要があります。

負担は増えても保障は厚くなることも忘れずに!

年収 106 万円を超えることによって、社会保険料の負担は増えるものの、将来の年金や健康保険の保障などは、夫の被扶養者だったときよりも充実するので、トータルで考えると一概に損とは言えません。

夫の扶養家族として第 3 号被保険者だったときには、将来の年金は老齢基礎年金だけですが、厚生年金に加入し自分で保険料を負担すれば、基礎年金に上乗せされて老齢厚生年金ももらえるようになります。また、健康保険では、病気などで仕事を長期間休むときには、傷病手当金がもらえます。

このように保障が厚くなるためのコストを負担すると考えれば、一方的に損をすることにはならないので、その点も含めて考えてみるといいでしょう。

いずれにしても、社会保障や税金の制度は、専業主婦やパート主婦には今後も厳しくなる傾向です。状況が許すのであれば、控除などの範囲で無理なく働くことより、なるべく収入を増やしていく方向で世帯全体の手取りを増やしていく方が、将来的な制度変更によるダメージを受けにくい家計を築けると思います。